

背景

I 検討対象の独立行政法人(=国立文化施設等)

国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館

II 経緯

- ・独法化から間もなく10年。独法制度による改善がある一方、運営上深刻な問題点も浮彫りに
- ・平成22年4月に国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館について事業仕分け実施
→ 美術品等収集は「事業規模拡充。適切な制度の在り方を検討、国の負担を増やさない」

III 基本認識

- ・全独法横並びの予算・人員一律削減により、法人の使命達成や「国の顔」としての機能が損なわれ、法人の存立基盤が危機。この現状は文化芸術振興基本法の理念に反する
- ・現状のままでは我が国の文化破壊につながりかねない。国は国家百年の計をもって各法人の機能を充実強化し、責任をもって必要予算の拡充を

IV 基本的特性

- ▼国民共有の財産を収集・公開する「国の顔」 ▼国民に直接サービスを提供 ▼全国の同種施設のナショナルセンター ▼自己収入はあるが公的支援が不可欠 ▼文化に関する価値を扱うため自律性が必要 ▼長期的な継続性・安定性、事業の専門性から専門的人材の確保・育成が必要

見直しの方向 —基本的考え方と五つの要点—

●基本的考え方

- ・独法制度の運用改善を進めつつ、新たな法人制度の創設を視野に検討
- ・「文化に関する価値」を扱う点は、他の法人に見られない特筆すべき要素
- ・新たな法人制度については、各法人の特性を考慮しつつ、4法人を対象として検討

●要点1 法人の目標設定及び評価

- ・法人の目標として主たる事業に関する事項を設定し、目標期間を長期化
- ・専門的見地から法人の実態を踏まえ、定性的な面を重視して評価を行い、評価手続を適正化
- ・評価に当たって、国の文化政策等との連携を図る枠組みを検討
- ・目標期間終了時の「業務継続の必要性の検討」を廃止
- ・PDCAサイクルを確立し、評価結果を次期目標期間における予算等に適切に反映

●要点2 法人の予算措置・財源確保

- ・各法人が外部資金獲得を含め自己収入の一層の拡大に努力
- ・自己収入増に向けたインセンティブが働く仕組みの検討、国の責務として相応の予算措置
- ・一般管理費、業務経費、人件費の全独法一律削減の対象から除外

●要点3 収蔵品等の充実に向けた取組

- ・美術作品等購入費の充実、収蔵品等の継続的な収集・保管、遺贈(寄贈)の活用
- ・国による直接購入、法人への無償譲渡・長期貸与等
- ・法人の努力による増収分を機動的購入等に充てられるよう、目的積立金の承認基準を見直し
- ・運営費交付金・目的積立金等の一定割合を目標期間を超えて保持できる基金制度等

●要点4 法人のガバナンス、国の関与

- ・法人の長のリーダーシップ、裁量権の一層の拡大等
- ・自主性尊重のため国の関与は抑制。文化政策等から特に必要な場合には国の関与

●要点5 組織体制・人員配置の在り方

- ・組織体制の強化、法人内の専門・事務双方の人材確保、育成

留意すべき事項

- ▼収蔵品等の保存、収蔵庫の整備 ▼寄附税制の充実 ▼国立の美術館・博物館の博物館法上の位置付けを検討 ▼芸術文化振興基金の専門家による審査・評価・調査研究の体制・機能の強化と一元的な評価選定の仕組みを確立